

き表現が呼びこまれたのではないだろうか。とすれば、この構造を支える論理は、まさに、シリーズ6斉藤論文が提起した、いわゆる「アジア的形態」の論理構造と対応するように思われる。ここに古代日本における「制度」を貫徹する論理が、国家の共同性の水準において成り立つ儀式歌としての高市皇子挽歌においても貫徹していることをみることが出来ないだろうか。

「高市皇子挽歌」を通して

〈発表・討議〉その総括

なぜ〈発生論〉か まず古橋の〈発生論〉から始めなければならぬ。古橋が〈発生論〉を説くにあたって、討議の場から呈された問題は、第一に、なぜ南島歌謡の資料としての選択が可能か、という小川靖彦の意見である。これは西条勉が次いで〈発生論〉の方法そのものへの懐疑として追求する問題の骨子でもあった。南島歌謡はあきらかに所謂〈古代〉よりはるかに後世のものであり、かつまた倭のものではない。短絡に選択比較してよいか、と西条は云う。古橋から歴史的時間と地理性、一言でいえば〈時空〉への配慮が欠落しているというのである。沖縄を中心とする南西諸島から発掘された歌謡が記紀以前の無文献時代を充填するための恰好の資料として選択されてくる場合、その不適格性をも同時に孕んでいることは西条の指摘する如くであろう。併し、古橋が〈発生論〉に於いて選択してきた南島歌謡は、〈実体化〉されているのではなくあくまで「高市皇子挽歌」を〈発生論〉として俎上にした時の〈方法化〉で

しかないことを確認しておいてよいと思われる。これは古橋のなかで所謂〈歴史的時間〉（西条の云う〈時〉）からではなく、〈文学史〉独自の歴史の軸において論が展開していることとパラレルな関係なのである。よって同時に討議の中で西条他の提言である、たとえ「高市皇子挽歌」の〈発生〉の方法論として南島歌謡の「祖神ニリー」第三章を用いることの妥当性を認めたとしても、さらにその歌謡そのものが〈発生〉してくるための〈発生〉が検討されていないではないか、という疑問も氷解するはずである。西条の主張が古橋のいう〈発生論〉に於いて至当ならば、「高市皇子挽歌」から原歌への限らない下降を古橋は辿らねばならず、〈発生〉ということは同時にさらにその溯上歌の検討を迫られ、やがて古橋は〈沈黙〉せざるをえないだろう。だが、古橋は「高市皇子挽歌」の原歌を求めことを志向しているわけではないように思われる。論じようとするのは「高市皇子挽歌」独自の〈表現〉なのであり、作品分析論なのである。古橋のことばで云えば、古代社会のかかえこむ〈共同性〉からの距離として「高市皇子挽歌」の〈文学性〉を測ることに終始することにある。これは斉藤や丸山など学会の若い世代が強調している〈アジア的社会形態〉の論理構造を視野に入れよ、ということばと軌を一にする（吉本隆明「言葉という思想」20頁以下参照）。古橋が南島歌謡によって「高市皇子挽歌」論を開陳するとき、〈時空〉に連関して近年中国文学との比較文学的方法によって仕事を進めている湯川久光の不満も看過するべきではない。古橋の視野から当時圧倒的な流入を強いたのである中国文学に対する観点が皆無である、と湯川は云う。「高市皇子挽歌」についてはすでに中西進や阿蘇瑞枝らによってまとめられており、中国文学からの投影

はまず動せないであろう。併し、討議の場では逆に、中国文学を視点として据えながら、あいかわらず「実態化」し「享受」という論の展開にとどまるという従来の比較文学的研究への古橋他の不満を誘うことになった。「実態化」に執着し「方法化」できていないではないか、という古橋の意見は、中国文学との比較文学的研究が、かつて中西進・小島憲之のうちたてた業績をふまえつつ、今後どのように拓かれていくべきかという点で教示的であった。

「様式論」のゆれ 古橋の「発生論」は「文学史」として論を構築し、それは「共同性」というモジュールによって歴史的時空は超克されるといってよく、それゆえに歴史的時空の問題は、それを論の軸とする森の方法論に殊に問われなければならないかった。森の「様式論」に対してもその方法論の明確化を迫ったのは、森と同様シリーズ4で「国見と道行―様式としての自然―」の論文（最も今日の常道を歩んで、今度のシリーズのテーマ『想像力と様式』への接近を試みた・奈良橋善司評）をものにした野田浩子である。野田の疑問は次のような森の発言が発端である。「発生論」「様式論」「制度論」と並列した場合、「様式論」の領域は両者に最も食われる領域である。「高市皇子挽歌」の「様式」を抽出してくる時、更にその「様式」を「様式」たらしめている「様式」の抽出、さらにその原「様式」までにはその始原を追う時、それは次第に「発生論」に近接する（ここでいう「発生論」は古橋のそれではない）。また「高市皇子挽歌」定立の周縁部として存在した「時代性」を中核とするとき、「制度論」に近接する。それを避けて作品に唯一の「様式」を析出しようとする、作品構造論になるのである。にもかかわらず、森が「作品形態論」「作品構造論」ではなく「様式論」なのだ

という時、なにが森にとっての「様式」（「構造」ではなくて）なのか―野田は迫る。これに対する森の明確な解答は討議中にはなされていない。紙幅の制限を要求された発表要旨にも充分弁が尽されているとはいえない。森は「様式論」について古橋の時代の求めていた様式と作品独自のもつ様式とはどのようにかわるのか、という発問に対して、「原様式」にかぎりなく溯上するのではなく、作品が時代性に要請されながらどのような構造をもっているかを呈示するのが「様式論」である、とくりかえす。これについても野田はもとより、多田一臣、西条、斉藤らの完全な賛同は得られていない。森の「様式論」による方法化はいそがなければならないし、また会場においてそれを求める声の多かったことが森の方法論への期待から発したものであることを報告しとどめおかなければならないだろう。

「制度論」提唱 呉をひとまず措けば、「制度」を古代文学研究の中に持ち込み討議の流れをしばしば中断させたのは、若い世代なのであるが、丸山の「制度論」が明確な形で論理化し、その論理で相手を伏する程にまで至っていなかったのは、論議の中で終始多田が指摘している。丸山のいう「制度」を、その取扱った資料から律令制度と見做し、更に「律令」の条文と等価であるとした一部の楽天家をのぞけば、討議の大半は殆んど丸山が自らのもつ「制度」の概念を聴者側に納得させえぬまま循環してしまいう傾向にあった。「制度」が文学論としてはなばなく登場してきたのは、古代文学研究を土壌としてではない。渡部直己は「制度」について次のように解説してくれる。「流動」昭和56年10月号。「ミシェル・フーコーの考え方に従えば、われわれの意識が物質によって規定されることは

確かだが、それは直接にはなく間接的に、この間には規定のシステムというものが介在している。物質がわれわれに作用を及ぼす、その作用のあり方、関係の形態をあらかじめ用意する地平が両者のほさまに横たわり、この地平そのものは、時として可変的である。すべての現象は、いわばこの地平のふるいにかけて初めて、何がしかの『意味』をもつものとしてわれわれの前に現われる」と、そしてこの〈地平〉が〈ことば〉なのだと言っているのである。ポスト構造主義者である柄谷行人あたりの論に一時頻出した〈制度〉は、管見によるかぎり右の渡部の解く所で大旨おさえてよいかと思われる。丸山が「軍防令」を資料として選択してきたのも、多岐にわたる〈ことば〉の意味が〈地平〉によって長歌表現として上昇してくるとき、ふるいにかけてられるというプロセスを追っていくことになった。それゆえに、丸山のいう〈制度〉は文字が口誦言語にはたらく観念の概念化を牽引する機能過程であって、〈律令言語〉が軍容に影響するという反映レベルで捉えてはいないようである。もとより柄谷の説く〈制度〉と丸山のそれとが完全に一致するとは思われず、「律令」のかかえこむ文学性を発見しようとする一連の試みから自然発生的に〈制度論〉が要請された経過を加味すれば、そこに齟齬をみることも充分可能である。丸山が別に論を呈示している「万葉集表現論序説―詩語構成論」（「研究と資料」参照）の仕事とともに、丸山のいう〈制度論〉が従来の同一文字を列挙する万葉表記論の方法から、あらたな論を拓く可能性を期待できるだろう。ただ〈制度〉のもつ可変性はその実渡部のいうように、その射程を変え自在に伸縮するということであり、安易な用途がややもすると従来の方法論を自明のこととしてなしくずしにしてしまう危険性を孕

んでいることも注意するべきであろう。なぜならば、われわれにとって〈表現〉として発現してくるものはすべて〈制度〉のふるいにかけてられたものでしかないからである。森が、〈様式論〉が〈制度論〉に食われてしまう、という不安をもちたのも、一般に敷衍する〈制度〉をもちこんだ場合、森の抽出した〈様式〉も〈時代性〉もすべて〈制度〉という概念の一要素でしかないことになるという結末を想起してのことである（討議中の森の言）。しかし、丸山の報告に対する古橋のいう、丸山は〈制度〉として分析可能な部分に偏向して論じている、との言、また多田の、ならば〈制度〉で論理化できぬ場合はどうするのかという言も至当であると思われる。〈制度〉のもつ可変性の伸縮自在な機能が無限に拡大し或いは縮小していったとき、清水章雄の云う、〈発生〉〈様式〉〈変容〉と連続してきた運動体としての文学史を根底から徹底して懐疑する、そのために〈制度〉を設定する、そしてその時われわれが何を発見できるか、という問いが生きてくるであろう。

付記 収録された長時間にわたる討議の記録を限られた紙幅において総括することは、私の力の及ぶところではなかった。「高市皇子挽歌」の個別の表現について（例「大殿を振り放け見つ」の問題）報告する余地を失ってしまった。また討議の中、高野正美氏、増田茂恭氏、中田実氏には委員側から指名して意見をいただいたにもかかわらず、討議に充分反映させることができなかつたことを反省している。

（東 茂美）